令和5年5月26日

令和5年10月19日改

令和6年2月6日改

宅地造成等規制法の法改正について

　「宅地造成等規制法」（以下、「宅造法」という。）は、法名称を「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、「盛土規制法」という。）に改め、その目的も含め、抜本的な改正がなされ、令和5年5月26日（法令公布日は、令和4年5月27日法律第55号）に施行されました。

　盛土規制法附則第2条の経過措置により、新たに「宅地造成等工事規制区域」が指定されるまで（法施行日より最長2年）は、改正前の宅造法による規制が適用となります。（宅造法による「宅地造成工事規制区域」の区域指定されたエリアのみが対象（従前どおり指定されている区域））

　東京都が2月1日現在ホームページにて基礎調査結果を公表しており、それによると板橋区はこれまでの指定区域を含め、区内全域が宅地造成等工事規制区域に指定される予定です。（板橋区には特定盛土等工事規制区域は指定されない予定です。）

許可事務については、引き続き、板橋区が行う予定です。

　区域の指定時期は、東京都のホームページでは、令和6年7月下旬としています。

（詳しくは、東京都都市整備局ホームページを注視してください）

　新区域指定後は、改正後の法律が適用されることになりますが、許可に該当する造成工事に着手していない場合には、改正後の法律が適用（都ホームページ参照）されますので、十分ご注意ください。取り扱いについては、今後詳細にお示ししたいと思いますが、事業者の皆様をお待たせすることのないように対応策を講じていきたいと思います。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

　宅造法による、現在の板橋区内の「宅地造成工事規制区域」につきましては、区ホームページより、都市計画図をご覧ください。

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/\_res/projects/default\_project/\_page\_/001/

006/338/r5tosikeikaku1.pdf

区HPトップ⇒「グーグル検索窓（都市計画図と入力）⇒板橋区用途地域図および都市計画図の閲覧⇒都市計画情報マップ（電子地図サービス）外部リンク」の順に進め、ご覧になれます。

都HP：https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/takuzou/takuzou01.html

問い合わせ先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　板橋区 都市整備部 都市計画課

開発計画係　宅造許可担当

（本庁舎北館5階15番窓口）

　　　　　　電話　03-3579-2557